

専 決 処 分 書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和4年3月31日

伊丹市長 藤 原 保 幸

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例（令和４年伊丹市条例第１４号）

（市税条例の一部改正）

第１条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第４８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に，「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め，同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

附則第１０条の２第２項を削り，同条第３項中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改め，同項を同条第２項とし，同条第４項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め，同項を同条第３項とし，同条第５項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め，同項を同条第４項とし，同条第６項中「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に改め，同項を同条第５項とし，同条第７項中「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め，同項を同条第６項とし，同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め，同項を同条第７項とし，同条第９項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め，同項を同条第８項とし，同条第１０項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め，同項を同条第９項とし，同条第１１項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め，同項を同条第１０項とし，同条第１２項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め，同項を同条第１１項とし，同条第１３項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め，同項を同条第１２項とし，同条第１４項中「附則第

15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とし、第25項を第24項とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の右に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

(都市計画税に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画税に関する条例(昭和32年条例第411号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第7項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第19項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1

条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課す
る固定資産税については，なお従前の例による。